

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年1月23日

寒川町教育委員会教育長 大澤文雄

寒川町教育委員会規則第 1 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和 51 年寒川町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(課及び担当の設置)

第 2 条 事務局に次の課及び担当を設ける。

教育総務課 総務担当 社会教育担当

学校教育課 学事指導担当 教育研究室担当

教育施設・給食課 施設・給食担当

第 3 条教育総務課施設担当の項を削り、同条学校教育課学事担当の項中「学事担当」を「学事指導担当」に改め、第 8 号を第 17 号とし、第 7 号の次に次の 9 号を加える。

- (8) 学校経営の指導助言に関する事。
- (9) 教科用図書採択及び無償給付に関する事。
- (10) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- (11) 県費負担教職員の研修に関する事。
- (12) 学校保健、安全に関する事。
- (13) 就学時の健康診断に関する事。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (15) 特別支援教育に関する事。
- (16) 就学相談に関する事。

第3条学校教育課指導担当の項を削り、同条学校教育課教育研究室の項の次に次の1項を加える。

教育施設・給食課

施設・給食担当

- (1) 教育財産の取得及び処分の申出に関する事。
- (2) 教育財産の総括管理に関する事。
- (3) 教育施設の維持管理及び整備に関する事。
- (4) 学校施設開放に関する事。
- (5) 学校給食に関する事。
- (6) 給食センターの建設に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。